

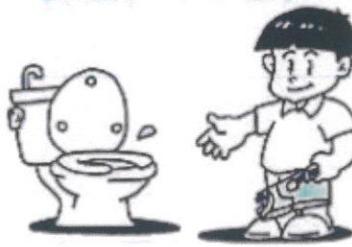
はじめに

公共下水道の完成により皆さまのご家庭では、下水道に直結する水洗トイレを使用することができるようになります。台所や浴室・洗濯などの汚水も、公共下水道に流すことができるようになります。

しかし、せっかく完成した施設も皆さまにご利用いただかなれば価値のないものになってしまい、地域の生活環境は改善されません。皆さまに「地域ぐるみ」で「早期」にトイレの水洗化工事を行なっていただくために工事の内容や諸制度について説明したものです。よくお読みいただいて正しくご理解されますようお願ひいたします。

<下水道ができると…>

●水洗トイレが使えます



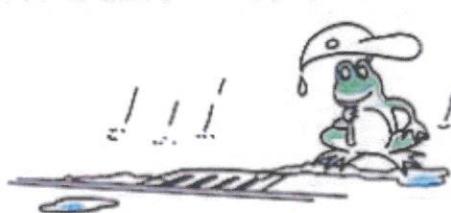
●清潔で住みよい環境のまちになります



●川や海が青くよみがえります



●大雨でも浸水の心配がなくなります



■正しく使いましょう

下水道ができたからといって、何でもながしていいというわけではありません。下水道は、自然と皆さまの生活環境をよりよくするための公共財産です。

下水道に汚水を流すときは、個人個人が十分注意して、大切に使用しないと故障の原因となり、設備の寿命を縮めることになります。



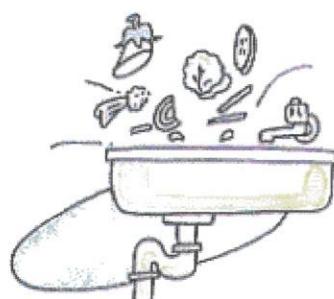
水洗トイレにはトイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう。

- 水に溶けない紙や紙おむつ、タバコやガムなどを流すと詰まりの原因になります。



てんぷら油やサラダ油の廃油を流さないで下さい。

- 下水管内で石鹼と油が化合して固まり、詰まりの原因になります。



台所では、野菜くずや残飯を流さないようにしましょう。

- 野菜くずやご飯の残りを流すと詰まりの原因になります。



洗濯には合成洗剤の使用をやめましょう。

- 合成洗剤に含まれている有機リンは、処理場でも完全に取り除くことができませんので、できるだけ使わないようにしましょう。



下水道に有害物質を流さないようにしましょう。

- ガソリン、シンナー、石油、アルコール類など揮発性の高い危険物を流すと大爆発を起こす原因となります。
- 公共ます及び宅内ますに土砂や木片、ビニール類を捨てないようにしましょう。

■排水設備をつくりましょう

公共下水道が整備され、下水道が使用できる地域を「処理区域」といいます。公共下水道が使用できるようになると、町から供用開始（使用開始）の年月日等をお知らせいたします。

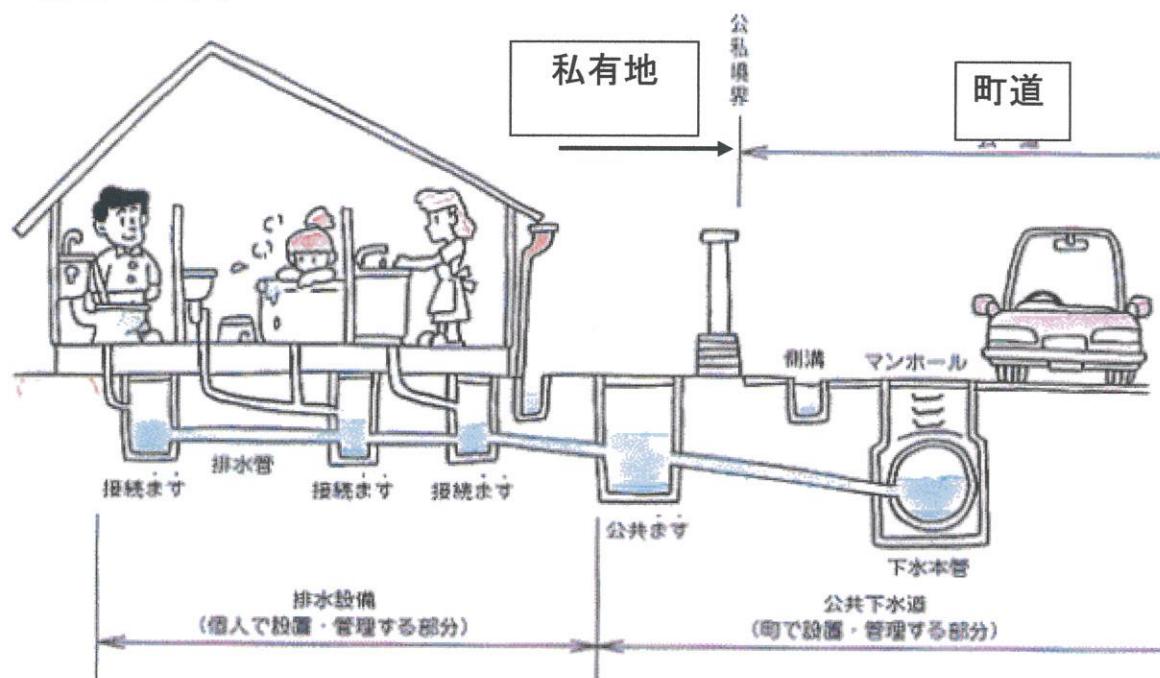
処理区域内のご家庭では、汚水を直接公共下水道へ流すための「排水設備」をつくることになります。

<排水設備とは>

下水道は、町が道路などに建設し、管理を行う「公共下水道」と個人の敷地内などに設置し、ご家庭から出る汚水を直接公共下水道へ流すための「排水設備」からなっています。排水設備は、排水管や宅内污水栓などで、皆さま個人がつくり、補修・点検などの管理をしていただくことになっています。

<公共污水栓（接続污水栓）>

公共污水栓（接続污水栓）は町道に布設した公共下水道と各家庭の排水設備とを接続するために設置する栓で町が使用者の宅地との公私境界から1m以内に1個設置して管理します。





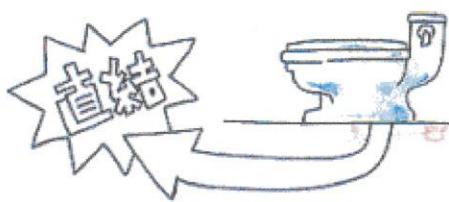
<トイレの水洗化は3年以内に>

公共下水道が完成し、お住まいの地域が処理区域になりますと、くみとり便所は公共下水道が使用できるようになつた日から3年以内に、公共下水道へ直接流す水洗トイレに改造しなければなりません（下水道法第11条の3）。また、処理区域内では、水洗トイレにしないと家屋を新築することはできません。（建築基準法による）



<排水設備は遅滞なく設置を>

台所や浴室、洗濯などの汚水を道路の側溝や水路に流している場合、できるだけ早く公共下水道へ直接流す排水設備を設置しなければなりません。（下水道法第10条）



<浄化槽利用家庭も改造工事を…>

処理区域内では、し尿浄化槽を使用されている家庭でも、浄化槽をやめて公共下水道に直結した水洗トイレに改造していただくことになります。

<排水設備は建築物の所有者がつくります>

水洗トイレへの改造や配水管、ますなど、排水設備の工事は、建築物の所有者に義務付けられています。借家人など、土地や建築物の所有者以外でも排水設備の工事をすることはできますが、建築物の所有者の同意が必要になりますので、工事を行う前に良く確かめてください。

Aの家 A居住 Aの土地	Bの家 C居住 Aの土地	Bの家 B居住 Aの土地
Aの土地にAが家を建てAが住んでいる場合	Aの土地にBが家を建てCに貸している賃貸アパート等の場合	Aの土地にBが家を建てBが住んでいる場合
設置者はA	設置者はB	設置者はB

■排水設備《水洗化》工事のお申込みから完成まで

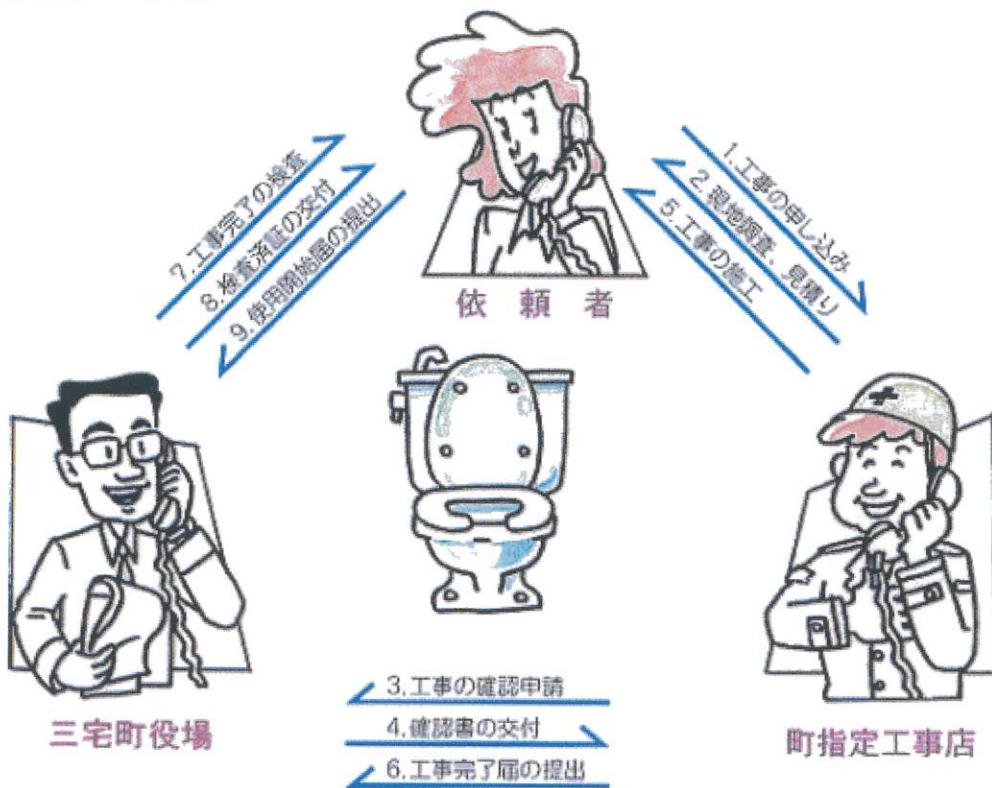
排水設備工事は、家のまわりに排水管を布設し、汚水栓を設置するとともに、くみ取り便所を水洗トイレに改造する工事などを行うものです。

水洗トイレにするときは、ご家庭でよく検討したうえで町が指定した指定工事業者と十分に話し合いを行い、工事の内容や費用などを確認するようにしましょう。

<工事は必ず『指定工事店』で>

排水設備（水洗化）工事をするときは、必ず町が指定した『指定工事店』へお申込下さい。『指定工事店』は基準にあった完全な設備をつくるために必要な技術を習得しているほか、不当な工事費の請求や粗悪工事、粗悪品の販売などをなくして、安心して工事をまかせることができるよう町が指定したものです。『指定工事店』では町に対する必要書類の作成、届出などの手続きを皆様に代わって行います。お気軽にご相談下さい。

<排水設備工事の手順>



<排水設備工事の事務手続き>

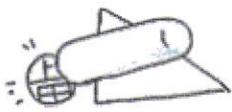
1. 依頼者は『指定工事店』に直接工事の申込をします。

『指定工事店』が現地調査、設計、見積もりをしますから便器、施工方法、費用、支払条件などを十分に打ち合わせのうえ、工事契約をします。



2. 『指定工事店』は工事の確認申請書類を作成し町に提出します。

書類の作成、提出は『指定工事店』が代行します。確認申請書には、依頼者の押印が必要です。



3. 工事の許可

町では、申請書をもとに施工方法などが基準に合
い、適正かどうかを審査して工事の許可をします。
審査に合格すると排水設備等工事確認通知書が交
付されます。

4. 『指定工事店』は工事に着手します。

工事は、トイレ、台所、浴室などの排水口から公共
汚水枠までの間の配水管やますを新設したり、既設
のますの手直しをしたりします。

既設便そう内のくみとりの依頼は、『指定工事店』
と相談して下さい。便そうの清掃、消毒をした後、
土砂で埋めもどします。(浄化槽の場合も同じですが、
撤去する方法もあります。)

水洗トイレの便器と給水タンクをすえつけ、給水管
の配管を行います。



5. 工事竣工届け

『指定工事店』は工事完了後、ただちに工事竣工届
を町に提出します。

6. 現地調査

町は竣工届により現地調査を行い、合格すると検査
済証を交付します。

審査は、計画どおりに工事が行われたかどうかを調べ
るものです。

検査の結果、工事の手直しをしていただくことがあります。



7. 使用開始届

申請者（依頼者）は下水道使用開始届を町に提出し、
使用できるようになります。



■水洗便所改造資金貸付制度・助成制度

有利な資金をお使いください

町では、下水道処理区域内の皆様に一日も早く水洗便所に改造していただくために水洗便所改造資金貸付及び水洗便所改造資金助成制度を設けています。

＜貸付制度＞

期間内の改造に対して貸付を行います

供用開始の告示後3年以内に既設の汲み取り便所を水洗便所に改造される場合に資金の貸付をします。(し尿浄化槽を利用した水洗便所で排水管を下水道に接続する場合を含みます。)

貸付額	汲取便所 600,000円以内 浄化槽 300,000円以内
貸付利息	無利息
償還方法	貸付金交付の日の属する月の翌月から30ヶ月以内の均等月賦償還(汲取の場合、毎月20,000円以内・浄化槽の場合、毎月10,000円以内)
貸付条件	1. くみとり便所が設けられている建築物でかつ住居の用に供する建築物の所有者又は建築物の所有者の同意を得た使用者(改造する者が官公署・会社その他の法人である場合は除く) 2. 町税を完納している者(町公共料金含む) 3. 自己資金のみでは、工事費を一時に完納することが困難である者 4. 貸付を受けた資金の償還について十分な支払い能力を有する者 5. 町内在住の確実な連帯保証人一人を有する者

＜助成制度＞

生活扶助世帯への改造に対して助成を行います

生活扶助世帯(生活保護法第11条第1項第1号により生活扶助を受けている世帯をいう。)の所有する家屋の汲み取り便所を水洗便所に改造される場合に資金の助

成をします。(し尿浄化槽を利用した水洗便所で排水管を下水道に接続する場合を含みます。)

助成額

300,000円以内

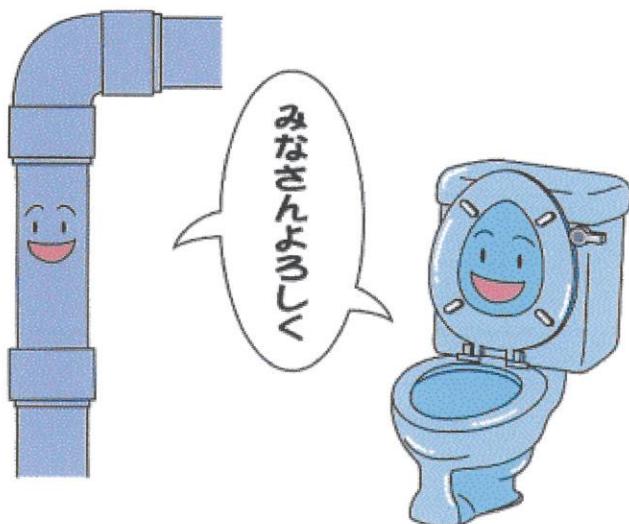
<貸付・助成の申込>

貸付・助成を希望されるかたは、工事着工前に必要書類を添えて提出していただきます。手続きは、『指定工事店』に代行させることもできます。

■水洗便所改造普及奨励金交付制度

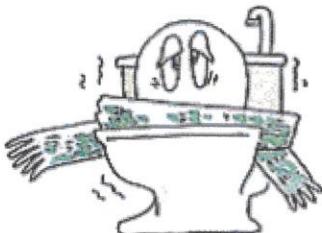
3年以内に水洗便所の改造をされると奨励金が支給されます

水洗便所の普及を促進するため、供用開始の告示後3年以内にくみとり便所（し尿浄化槽を利用した水洗便所で排水管を下水道に接続する場合を含みます。）を水洗便所に改造される場合に奨励金1万円を交付します。



■水洗トイレの管理と故障

<水洗トイレの凍結防止>



寒くなると水洗トイレも蛇口と同じように凍結して水が流れなくなります。水洗トイレの凍結防止については、品種、施工方法などの実情にあったものにして下さい。

主な凍結防止方法

1. 流動方式

給水管から便器内に常に一定の水を流し、溜水をたえず交換して凍結を防止する方法です。タンク内の流動分岐栓を開くだけですが、無駄な水を使います。

2. ヒーター水抜き方式

便器の溜水部分をヒーターで温め、凍結を防ぐほか、タンクの給水管などは水抜きをします。

3. 水抜き方式

タンク内の水を抜いて、溜水は不凍帯に埋めて地熱で保護します。

4. ヒーター方式

便器も給水管もヒーターを取り付けて、凍結を防ぎます。

<水洗トイレの故障は…>

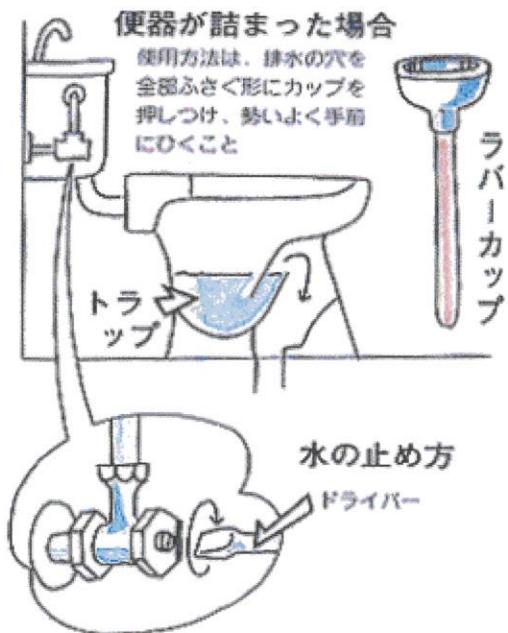
1. 水洗トイレが詰まって流れない！

たいていの詰まりは、市販されている「ラバーカップ」でなおります。1つ備えておくようにしましょう。それでもなおらないときは、お宅の工事を行なった『指定工事店』にご連絡ください。

2. 水洗トイレの水が止まらない！

トイレを使用したあと水がとまらなかったり、便器がいつもちょろちょろと水が流

れている場合は、タンクに給水する管についている「止水せん」をドライバーで締めて水を止めてください。タンク内のくさりがからんだり、はずれたり、またパッキンやフロート弁が古くなっていたらなおしましょう。修理が必要なときは、『指定工事店』に依頼してください。



<排水設備には防臭装置をつけましょう>

排水設備に防臭装置がついていないと、家の中に悪臭が充満することがあります。工事を行うときは、忘れずに防臭装置をつけるようにしましょう。

■下水道の使用料

公共「下水道使用料」は流した汚水の量に応じて支払っていただきます。お支払いいただいた使用料は、処理場の運転、下水管の清掃・補修など施設の維持管理費用の一部にあてられます。

<使用水量の算定方法>

水道水を使用されている家庭は、水道の使用水量を汚水量とみなします。井戸水等を使用している家庭は、その使用実態を調査の上、汚水量を町で認定します。

<使用量のお支払い方法>

使用水量に1立方メートル当たりの使用料（一般家庭排水115円）を乗じた額に消費税を加算して水道料金と同時に支払っていただきます。この機会に便利な口座振替をご利用ください。口座振替は、お忙しいかた、留守がちなかた、共働きのかた、商売をしているご家庭では、たいへん便利です。

